

「建設職人基本法具現化のためのアンケート」結果をふまえた

ご 要 望 ・ ご 提 案

この要望・提案につきましては、去る2月28日から実施しておりますアンケート（日本建設職人社会振興連盟実施）の中間集計結果をふまえ、当連盟賛同団体を代表して全国仮設安全事業協同組合から発表させていただくものです。

[別添資料：アンケート集計結果（要点）、アンケート用紙]

平成29年4月10日



全国仮設安全事業協同組合

要 旨

1. 先の臨時国会において議員立法として全員賛成で「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律」が成立し、3月16日から施行されたことは長年この問題に取り組んできた私どもにとって、まさに待望の出来事であります。
2. しかし、この間も建設労働災害は、民間工事を中心として足場等からの墜落・転落事故のみでも、年間約200名の死者を出す状況が続いています。
3. 一方、同じ工事現場においても国の直轄工事においては足場の安全対策や万全の安全点検が義務化され実施しているところです。当該実施現場では墜落死亡事故はゼロの状態が続いており、誰が見ても明確な官民格差が発生しております。
4. 建設現場において人命にかかわるこの件で、官民間で不平等な取り扱いが長年放置されていることは、人倫にもとり、人道的立場からも看過できない事態と言わざるを得ません。
5. 本法においてもその目的として第一条に「公共工事のみならず全ての建設工事について建設工事従事者の安全及び健康の確保を図ることが等しく重要であることに鑑み」と規定し、明確に官民格差の是正を求めています。
6. 以上のことから本法施行に際し、官民格差を解消する即効的な政策展開を強く切望しております。
7. 上記に関連し、次ページ以下の「アンケートをふまえた要望・提案内容」の各項目につき、当専門家会議において基本計画の中に実質的、即効的な効果を伴う内容が盛り込まれるようお願いします。

アンケート結果をふまえた要望・提案内容

別添アンケートの分析結果(中間集計)は、1,500名の建設現場で働く個人の声を直接反映しています。業界団体の代表や経営者を通じた間接的な意見ではありません。

1. 建設災害における官民格差を解消し、墜落災害を撲滅する

◆本法附帯決議第8項においては、「本法の趣旨に基づき、建設労働災害の四割程度を占める墜落災害の撲滅を期するために、制度の整備を図り、実効ある対策を推進すること。」とされている。これをふまえ、現行の労働安全衛生法及び同規則を上回る以下のような事項につき法的措置を直ちに実施すること。

- ・作業床(足場)の設置が事業者の判断に任されていることを是正。
- ・作業床設置や足場の組立にあたって、墜落災害防止用の水平ネットや飛来落下公衆災害防止用の垂直ネット・シート等の図示を含む「組立図」を作成し、「当該組立図」による組立及び点検の義務付け。
- ・安衛法88条の届出対象の拡大(10m以上→5m以上)。
- ・「手すり」が設置できるところは、ロープ等ではなく必ず「手すり」を設置。
- ・国土交通省が直轄工事において義務化している「手すり先行工法」による「二段手すりと幅木の設置」を民間工事においても義務化。
- ・国土交通省が重点対策として実施している当該足場を組み立てた者以外で「十分な知識と経験を有する者」による専用チェックリストに基づく足場の安全点検を法制化。
- ・足場安全点検の資格を国家資格化。
- ・屋根及び法面に関するJISの法制化。
- ・狭あいでない作業現場における一側足場の禁止。
- ・厚生労働省通知による「より安全な措置等」を法制化。

2. 安全衛生経費等の適切かつ明確な積算、明示及び支払を実現する

- ◆1の対策を実施するためにも安全衛生経費とその範囲をはっきり定義付けし、独立した費用として位置づけること。
- ◆安全衛生経費や法定福利費を本体工事費とは別に発注者から元請が確保し、下請まで確実に行きわたるようにすること。
- ・本体工事費等(競争入札対象)に一定の経費率を乗じる等により算出した経費を元請が発注者から受領し、その安全衛生経費を工事毎に登録、それをチェックすること等により適正に配分される仕組みの創設。
- ・法定福利費の中核である社会保険について建設職人全員加入ができるような制度構築。なお、下請いじめにつながらない対策の徹底。

3. いわゆる一人親方等への不利な取扱いの是正等不合理な制度を改める

- ◆労災保険については、一人親方も元請の労働者とみなして適用するよう制度を改めること。
- ◆一人親方に対しても労働安全衛生法令を適用するほか、労働統計でもその実態を明らかにするよう整備すること。
- ◆労災かくしのような不合理な事象が発生しないよう制度や運用を改めること。

4. 仮設機器工事業(足場工事業)〈メーカー・リース・レンタルを含む〉を独立させる

- ◆安全健康確保に密接に関連した専門性の高い仮設機器を稼働させる工事は、危険性を伴う工事であるのでこの工事業を他業種から独立させること。

5. 働き方改革を推進し、処遇改善と地位の向上を実現する

- ◆週休2日制、労働時間の適正化や設計労務単価(国土交通省)の民間工事への適用などを推進すること。

お伺いしたい事項とお願いしたい事項

1. 私どもは長年の懸案であった「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律」が成立したことを受けて、深刻な現状に直面している建設職人の立場を直ちに即効性のある対策で救済していただきたいと念じています。
2. そのために法に基づく基本計画は極めて重要と考えておりますが、基本計画では現行法令改正に直結する表現や制度改革を盛り込むことは困難と承っております。しかし、この法律は現行法令を上回る施策を講じる「エンジン法」とであると承っておりますが、そうであるならばどのようにして具体的対策が実施されるのでしょうか。
3. また、本法の附帯決議においては、「本法の運用について遺漏なきを期すべき」とされておりますが、この決議に掲げられている事項が基本計画にどのように盛り込まれ、実現されていくのでしょうか。
4. そこで次の点について政府にお伺いしたいと思います。

I. 本法 8 条では政府が基本計画を定めることとされている。一方 法第4条では「国は基本理念にのっとり、安全及び健康の確保に関する施策を総合的に策定し、実施する責務を有する」と規定されている。このため国(国会を含む。)は立法等により施策を実現していく責務があるとされておりますが、この条文と政府の策定する基本計画とはどのような関係に立つのでしょうか。

II. 附帯決議に盛り込まれた項目は、どのように実現していくのでしょうか。

5. 最後に強くお願いします。

人命にかかわる事項については、すぐにでも即効性のある施策を実施していただくよう念じます。

建設職人基本法具現化のためのアンケート

中間集計結果(要点)

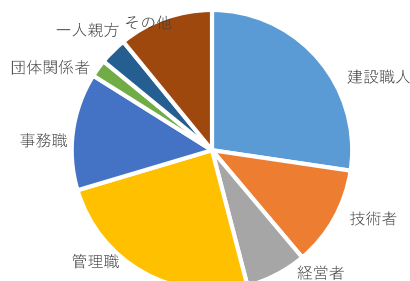
平成29年4月10日

有効回答数 1,583



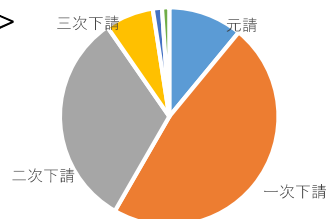
(1) お立場を教えてください。＜複数回答可＞

① 建設職人	457	30.67%
② 技術者	193	12.95%
③ 経営者	118	7.92%
④ 管理職	409	27.45%
⑤ 事務職	226	15.17%
⑥ 団体関係者	34	2.28%
⑦ 一人親方	53	3.56%
⑧ その他	182	14.98%



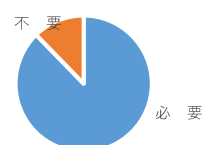
(2) あなたの所属する企業（一人親方を含む）は、どの立場にありますか。＜複数回答可＞

① 元請	233	10.96%
② 一次下請	1,007	47.37%
③ 二次下請	681	32.03%
④ 三次下請	153	7.20%
⑤ 四次下請	29	1.36%
⑥ 五次下請以下	23	1.08%



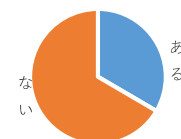
(6) 建設工事従事者全員が、社会保険に自動的に加入されているような仕組みは必要と思いますか。

① 必要	1,281	87.74%
② 不要	179	12.26%
無回答	123	—



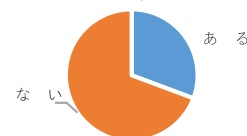
(14) 労働災害を被ったのにも係らず、“労災隠し”の経験をしたこと、又は聞いたことがありますか。

① ある	494	33.42%
② ない	984	66.58%
無回答	105	—



(15) 労働災害を被ったのにも係らず、労災保険を使わず（国民）健康保険にすり替えられた経験はありますか、又はそういう事例を聞いたことがありますか。

① ある	452	30.69%
② ない	1,021	69.31%
無回答	110	—



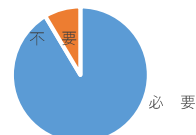
(34) 法定福利費等に関する経費について、請求の結果、必要な経費を確保できていますか。

① はい	347	36.03%
② いいえ	616	63.97%
無回答	620	—



(35) 法定福利費等に関する経費について、請求の結果、別枠計上又は別発注として、しっかり確保する必要はありますか。

① 必要	1,151	91.42%
② 不要	108	8.58%
無回答	324	—



(41) 安全・健康経費に係る費用項目で必要と思うものを選んでください。＜複数回答可＞

① 足場及び移動式足場	1,151	72.71%
② 足場の機能を有する支保工及びベント材等	923	58.31%
③ 手すり先行工法による二段手すりと幅木の設置	1,080	68.22%
④ 屋根工事用足場（JISA8971）	885	55.91%
⑤ 斜面・法面工事用仮設設備（JISA8972）	870	54.96%
⑥ 幅木	957	60.45%
⑦ 一般手すり	984	62.16%
⑧ 開口部養生	1,012	63.93%
⑨ 水平養生（ネット・金網・小幅ネット）	1,021	64.50%
⑩ 垂直養生（ネット・シート・金網）	999	63.11%
⑪ 安全ブロック	991	62.60%
⑫ 親綱、支柱等	1,021	64.50%
⑬ 架線通路、点検通路	832	52.56%
⑭ 作業構台、吊り構台	831	52.50%
⑮ 吊り綱・吊り袋・パレット	829	52.37%
⑯ 脚立・立馬・作業台・はしご	876	55.34%
⑰ その他	9	0.57%

(42) (41) の経費について、見積書で適正に見積っていますか。

① はい	778	67.01%
② いいえ	383	32.99%
無回答	422	—



(43) (41)の経費について、見積りどおりに請求できていますか。

① は い	392	33.05%
② いいえ	794	66.95%
無回答	397	—



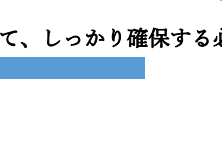
(44) (41)の経費について、請求の結果、必要な経費を確保できていますか。

① は い	397	33.79%
② いいえ	778	66.21%
無回答	408	—



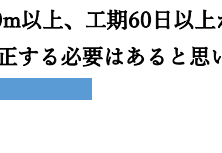
(45) (41)の経費について、請求の結果、別枠計上又は別発注として、しっかり確保する必要はありますか。

① 必 要	1,126	92.52%
② 不 要	91	7.48%
無回答	366	—



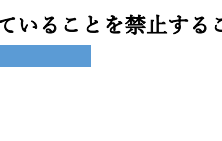
(111) 労働安全衛生法第88条（いわゆる88申請）では、現在、高さ10m以上、工期60日以上が申請の対象となっていますが、対象外の現場では、事故が多発しています。これについて、改正する必要はあると思いますか。

① 必 要	1,015	77.84%
② 不 要	289	22.16%
無回答	279	—



(113) 手すりが設置できる箇所であるにも関わらず、ロープで代用していることを禁止することが必要だと思いますか。

① 必 要	1,134	77.62%
② 不 要	327	22.38%
無回答	122	—



(114) 国土交通省が公共工事標準仕様書において義務化している次の措置を民間等の工事についても適用すべきと思うものを答えてください。＜複数回答可＞

① 足場の組立、解体、変更の作業は手すり先行工法で行うこと。	1,120	70.75%
② 足場の組立、解体、変更の作業時及び使用時には、常時二段手すり（手すり・中さん）及び幅木を設置しなければならないこと。	985	62.22%



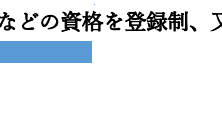
(115) 足場の点検が必要ですか。

① 必 要	1,390	94.17%
② 不 要	86	5.83%
無回答	107	—



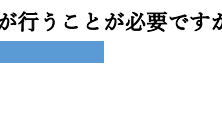
(117) 専門家による足場等の点検が徹底されるよう、仮設安全監理者などの資格を登録制、又は法定化が必要ですか。

① 必 要	1,084	77.82%
② 不 要	309	22.18%
無回答	190	—



(118) 足場等の点検は、組立て等を行った者ではなく、それ以外の者が行うことが必要ですか。

① 必 要	1,123	81.38%
② 不 要	257	18.62%
無回答	203	—



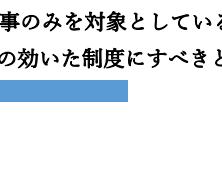
(124) 発注者、注文者、受注者、職人にとって、安全・生産性向上・省力化にインセンティブを与える次の措置について、必要と思われるものを選んでください。＜複数回答可＞

① 固定資産税の軽減等特例措置	995	62.86%
② 機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除	950	60.01%
③ 「安全・健康の確保」推進のための企業向け財政支援措置（低利融資）	969	61.21%
④ 「安全・健康の確保」に資する資機材等の研究開発・普及支援措置	868	54.83%
⑤ その他	8	0.51%



(125) NETIS（新技術情報提供システム）について、現在国の直轄工事のみを対象としている登録制を、より広範な工事にも適用できる制度にし、発注者、注文者、受注者、職人にとって、よりインセンティブの効いた制度にすべきだと思いますか。

① 必 要	998	87.93%
② 不 要	137	12.07%
無回答	448	—



- (126) 工業化に伴い、衰退しつつある日本の伝統技能・技術について、その文化を産業として後世に伝えるインセンティブや振興策を強化し、振興を図る必要があると思うものはどれですか。＜複数回答可＞

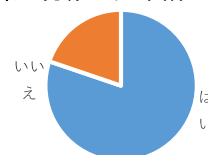
① 木造建築大工	1,026	64.81%
② 左 官	891	56.29%
③ 宮大工	990	62.54%
④ 石積み・レンガ	739	46.68%
⑤ 板金（屋根・飾り物など）	691	43.65%
⑥ 造 園	751	47.44%
⑦ 建 具	663	41.88%
⑧ その他	35	2.21%

- (127) 「建設工事従事者」の概念について、含める必要があるものを選んでください。＜複数回答可＞

① 造船工事従事者	814	51.42%
② プラント工事従事者	940	59.38%
③ 製鉄工事従事者	687	43.40%
④ 建設機械や仮設機材のリース・レンタル業従事者及びメンテナンス従事者	870	54.96%
⑤ 建設機械や仮設機材の安全装置製造業従事者	749	47.32%
⑥ その他	10	0.63%

- (128) 専門性が高い仮設機材に関する業種については、墜落等の災害が頻発する現状に鑑み、メーカー、リース・レンタル業も現場に深く関係しているので、現場工事を総合的に包括する「足場工事業」として、建設業法上、新たに分類すべきだと思いますか。

① は い	1,097	80.19%
② いいえ	271	19.81%
無回答	215	—



- (140) 所属企業又はあなたの業種（職種）＜複数回答可＞

① メーカー	362	22.87%
② リース・レンタル業	365	23.06%
③ 土木	147	9.29%
④ 建築	215	13.58%
⑤ 大工	62	3.92%
⑥ 左官	55	3.47%
⑦ とび・土工	575	36.32%
⑧ 石工	23	1.45%
⑨ 屋根工	15	0.95%
⑩ 電気工	26	1.64%
⑪ 管工	87	5.50%
⑫ タイル・れんが・ブロック工	26	1.64%
⑬ 鋼構造物	38	2.40%
⑭ 鉄筋	20	1.26%
⑮ ほ装	25	1.58%
⑯ しゅんせつ	7	0.44%
⑰ 板金	37	2.34%
⑱ ガラス	5	0.32%
⑲ 塗装	53	3.35%

⑳ 防水	38	2.40%
㉑ 内装仕上	30	1.90%
㉒ 機械器具設置	46	2.91%
㉓ 熱絶縁	5	0.32%
㉔ 電気通信	13	0.82%
㉕ 造園	12	0.76%
㉖ さく井	6	0.38%
㉗ 建具	5	0.32%
㉘ 水道施設	21	1.33%
㉙ 消防施設	11	0.69%
㉚ 清掃施設	7	0.44%
㉛ 解体	41	2.59%
㉜ 足場	144	9.10%
㉝ 安全コンサルタント又は安全点検者	17	1.07%
㉞ 設計・測量	18	1.14%
㉟ 地質調査	3	0.19%
㊱ 建設コンサルタント	6	0.38%
㊲ その他	33	2.08%

- (149) 一側足場は、躯体からの距離が1 m以内の狭隘な箇所での設置に限定すべきだと思いますか。

① 思 う	949	74.96%
② 思わない	317	25.04%
無回答	317	—

